



金沢市公報

号外第32号

平成16年(2004年)8月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
監査公表	
監査公表(第26号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により金沢市公営企業管理者に関する措置請求の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成16年8月13日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

収監査第49-2号
平成16年8月12日
(2004年)

金子吉晴様

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成16年6月30日付け収監査第49号で收受した金沢市職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求人

金沢市北安江4丁目10番10号 金子吉晴

第2 請求の受理

平成16年6月30日付けで提出のあった本件措置請求については、平成16年7月2日に受理した。

第3 監査の実施

1 請求の要旨

請求人から提出された金沢市職員措置請求書(以下「請求書」という。)に記載されている請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の内容

次の表に示す入札（以下「本件入札」という。）は、いずれも落札率が95%以上と極めて高率であり、談合によって落札されたことは明白である。

しかるに、金沢市公営企業管理者 山本文男（以下「管理者」という。）は、本件入札において談合が明白であるにもかかわらず、その真否を明らかにする調査もせず、漫然と落札者と契約し、請負代金を支出し、若しくは、支出することが確実である。

よって請求人は、管理者について、違法な公金の支出があると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づき監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは、当該行為によって金沢市がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

工事名	入札年月日	予定価格 (税抜) (千円)	落札金額 (税抜) (千円)	落札者	落札率 (%)	工期	事実 証明書
平成15年度 西部水質管理センター2 / 5系最終沈殿池等機械設備改築工事	15. 7. 9	419,000	406,000	(株)荏原製作所	96.9	16. 3.31	1
平成15年度 城北水質管理センター浅野第4ポンプ場築造工事	15. 7.30	134,000	129,800	(株)治山社	96.9	16.11.10	2
犀川浄水場管理本館耐震補強工事	15. 7.31	222,000	215,000	真柄建設(株)	96.8	16. 3.30	3
平成15年度 臨海水質管理センター4 / 8系水処理施設設計装設備工事	15.10. 3	131,000	125,100	横河電機(株)	95.5	17. 3.31	4
平成15年度 臨海水質管理センター4 / 8系水処理施設機械設備工事	15.10. 8	484,000	461,000	(株)荏原製作所	95.2	17. 3.31	5
平成15年度 浅野第3ポンプ場建築工事	15.11.17	595,000	575,000	真柄・治山 特定建設 工事共同企業 体	96.6	17. 3.30	6
平成15年度 浅野第3ポンプ場流入管渠築造工事	15.11.17	483,000	465,000	鹿島・酒井 特定建設 工事共同企業 体	96.3	17. 1.31	7
上寺津発電所配電盤取替工事	16. 1.14	175,000	170,000	三菱電機(株)	97.1	16.12.15	8
計 (落札率は平均)		2,643,000	2,546,900		96.4		

(2) 入札者の違法性

このような高率落札となった理由は、談合以外にあり得ない。請求人は、入札前に入札者間で実際にどのような謀議があったかを把握する術はないが、入札結果から判断する限り、談合があったことは明白である。

大手業者が入った入札でこのような高率落札は、近年、徐々に減ってきている。

最近では次のような事例があった。

工事名	入札年月日	予定価格 (税抜) (千円)	落札金額 (税抜) (千円)	落札者	落札率 (%)	工期	事実 証明書
エコ・ステーション増泉 建設工事	15. 7. 9	91,700	78,000	東京ガス・ エンジニア リング(株)	85.1	15.11.28	9

この入札において、落札者は談合無しの真の競争入札をしたものと思われる。すなわち、東京ガス・エンジニアリング(株)は、親会社が東京ガスという公益企業であり、そもそも談合はできないのであろう。

これに比べると、本件の落札率は東京ガス・エンジニアリング(株)と比べて、10.1%~12.0%も高くなっており、本件では明らかに談合があったと思われる。

談合は、

イ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項の競争入札妨害又は同条第2項の談合

ロ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第3条の私的独占又は不当な取引制限の禁止又は同法第8条第1項第1号の競争の実質的制限

ハ 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第1項の入札談合等関与行為の改善措置

ニ 法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号の入札執行妨害

などの様々な法令で違法とされている。

本件入札の入札者が行った談合は、これらの規定に明らかに違反している重大な違法行為である。

(3) 管理者の違法性

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「公共工事入札・契約適正化法」という。)第10条は、「各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する公共工事の入札及び契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。」としている。

本件入札においては談合が明白であるにもかかわらず、管理者は、公正取引委員会に対する通知はおろか、その真否を明らかにする調査もせず、漫然と落札者と契約し、請負代金を支出し、若しくは支出することが確実である。この行為は、法第242条第1項に定める「違法若しくは不当な公金の支出」に該当する重大な違法行為である。

(4) 損害額

談合がなかった場合の適正な落札率は、前述の東京ガス・エンジニアリング(株)の事例を援用して、85%とみなす。なお、この件の落札率は85.1%であるが、これは端数処理の関係と考えられ、端数を切り捨て、85%とする。

したがって、本件落札率95.2%~97.1%との差、10.2%~12.1%が談合による超過利潤分である。よって、損害額は、次の表に計算するとおり、315,367,500円である。

工事名	予定価格 (税抜) (千円) A	落札金額 (税抜) (千円) B	適正落札金額 (千円) C = A × 85%	談合による損 害額(税抜) (千円) D = B - C	談合による損 害額(税込) (円) E = D × 1.05	事実 証明書
平成15年度 西部水質管理 センター2 / 5系最終沈殿 池等機械設備改築工事	419,000	406,000	356,150	49,850	52,342,500	1

平成15年度 城北水質管理センター浅野第4ポンプ場築造工事	134,000	129,800	113,900	15,900	16,695,000	2
犀川浄水場管理本館耐震補強工事	222,000	215,000	188,700	26,300	27,615,000	3
平成15年度 臨海水質管理センター4/8系水処理施設設計装設備工事	131,000	125,100	111,350	13,750	14,437,500	4
平成15年度 臨海水質管理センター4/8系水処理施設機械設備工事	484,000	461,000	411,400	49,600	52,080,000	5
平成15年度 浅野第3ポンプ場建築工事	595,000	575,000	505,750	69,250	72,712,500	6
平成15年度 浅野第3ポンプ場流入管渠築造工事	483,000	465,000	410,550	54,450	57,172,500	7
上寺津発電所配電盤取替工事	175,000	170,000	148,750	21,250	22,312,500	8
計	2,643,000	2,546,900	2,246,550	300,350	315,367,500	

(別紙事実証明書)

- 1 入札結果表 平成15年度 西部水質管理センター2/5系最終沈殿池等機械設備改築工事
- 2 " 平成15年度 城北水質管理センター浅野第4ポンプ場築造工事
- 3 " 犀川浄水場管理本館耐震補強工事
- 4 " 平成15年度 臨海水質管理センター4/8系水処理施設設計装設備工事
- 5 " 平成15年度 臨海水質管理センター4/8系水処理施設機械設備工事
- 6 " 平成15年度 浅野第3ポンプ場建築工事
- 7 " 平成15年度 浅野第3ポンプ場流入管渠築造工事
- 8 " 上寺津発電所配電盤取替工事
- 9 " エコ・ステーション増泉建設工事

2 監査の実施

監査は、次のとおり実施した。

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成16年7月9日、請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、新たな証拠の提出はなく、「入札結果を見る限り、恐らく談合があったと思い請求書を提出した。この8件は、昨年の企業局の工事入札結果で、予定価格1億円以上、落札率95%以上の処理場関係の工事に限定した。当該行為の防止とは、違法な公金の支出及び契約の履行の防止である。」との陳述がされた。

(2) 関係職員の陳述の聴取

平成16年7月9日、企業局経営企画部長、企業総務課長、建設課長、上水・発電課長、企業総務課職員3名から陳述の聴取を行った。

その際、「当該8件の工事契約については、金沢市契約規則(平成15年規則第1号)、金沢市建設工事に係る制約付き一般競争入札実施要綱(平成15年4月1日決裁)、金沢市建設工事に係る公募型指名競争入札実施要綱(平成15年4月1日決裁)等の規定に基づき、適正に執行している。入札契約を適正に執行するガイドラインとしての談合情報対応マニュアル(平成7年2月16日決裁)に基づいて、談合情報を入手した場合は、金沢市工事請負業者等選考会(以下「選考会」という。)に報告し、報告する時間がなければ、すぐ入札を中止し選考会にその旨を報告する。次に、選考会で審査の上、調査に値する情報であれば、参加業者から事情聴取を行い、選考会に報告する。談合の事実が確認されない場合は、参加業者からの誓約書の提出、また注意の喚起を行った上で入札を執行する。次に、工事費内訳書のチェックを行い、談合の事実が確認されない場合に

は、落札者を決定して入札が終了し、直ちに誓約書の写し、入札結果表の写しを公正取引委員会へ送付する。以上が一般的な流れであり、その途中で談合の事実が確認された場合などは、すぐに入札を中止し、公正取引委員会へ通知することになっている。本件工事については、談合が疑われるような情報、新聞報道等は一切なかったため、調査も行っておらず、公正取引委員会に対し通知もしていない。逆に公正取引委員会からの通報もない。」との陳述がされた。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求は、これを却下する。

2 理由

- (1) 法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の職員について、違法又は不当な公金の支出、契約の締結若しくは履行があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、又は当該行為によって当該普通地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されているが、昭和44年12月22日の名古屋高裁金沢支部判決によれば、「法第242条が監査請求に当たって、違法又は不当な公金の支出等の事実を証する書面を添えることを要求しているのは、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止するにあると解される。」として、監査請求は事実を認めるに足る証拠がなく不適法なものとされたことから、監査請求書には違法又は不当な公金の支出、契約の締結若しくは履行（以下「公金の支出等」という。）の事実を証する書面の添付が必要であるといえる。
- (2) また、公共工事入札・契約適正化法第10条は、国、特殊法人等、地方公共団体の全ての公共工事の発注者に対し、建設業者に独占禁止法の入札談合禁止の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することを義務づけているが、公共工事入札・契約適正化法の解説によれば、「疑うに足りる事実」とは、「例えば、公共工事の発注者に対し談合情報が寄せられたときに、その情報の信憑性について明らかに否定できない場合であって、独占禁止法違反の事実があるとの判断に至らなくとも、工事名、落札予定者、落札金額等の具体的な内容を伴う情報提供があった場合等を想定している。」とされる。
- (3) しかし、請求人は、請求書において、「本件入札は、落札率が95%以上と極めて高率であり、談合によって落札されたことは明白である。」と主張するだけであり、事実証明書として添付している当該請負工事に係る入札結果表も、単に企業局が入札日に入札結果を記録した書面であるに過ぎない。また、請求書において、「請求人は、入札前に入札者間で実際にどのような謀議があったかを把握する術はないが」と記載し、陳述の際にも「入札結果を見る限り、恐らく談合があったと思い、請求書を提出した。具体的な情報提供があった訳ではない。」と述べていることから、当該請負工事について独占禁止法の入札談合禁止の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実、すなわち入札談合についての具体的な内容を伴う情報を把握しているとはいえない。これらから、監査請求に当たって、請負工事に係る公金の支出等に関する違法又は不当な事実を具体的に証する書面が添付されていないと言わざるを得ない。
- (4) 一方、管理者には、公共工事入札・契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会に対する通知義務及び談合情報対応マニュアルに基づく適正な入札手続を行うための必要な対応が定められているが、前者の場合には「建設業者に独占禁止法の入札談合禁止の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるとき」、後者の場合には「入札談合に関する情報を入手した場合」という要件が規定されている。関係職員の陳述から、当該請負工事について、入札談合に関する情報の入手や新聞報道など入札談合があると疑うに足りる事実は一切なかったとしており、当該請負工事について、独占禁止法の入札談合禁止の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実、すなわち入札談合についての具体的な内容を伴う情報がない限り、管理者が公共工事入札・契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会に対する通知をしなかったこと、及び談合情報対応マニュアルに基づ

く事情聴取等の調査をしなかったことについて、法令の規定に違背し及び行政上妥当性を欠くものではないことから、管理者について、違法又は不当な公金の支出等があると認めることはできない。

- (5) なお、平成15年度企業局発注工事301件の平均落札率は95.37%であり、そのうち80%の240件が落札率95%以上となっている。落札率については、平成12年12月7日の津地裁判決によれば、「落札価格は、入札当時の経済情勢等によっても異なるものであり、その他、工事の種類・規模、公共工事の発注件数、工事自体の難易、地域性、入札業者の落札に向けた意欲の多寡、入札業者の価格競争能力、入札業者の数などの諸条件が複雑に絡み合って形成されるものというべきである。」としており、落札率は、様々な条件によって形成されるものであり、落札率が比較的に高い率であったとしても、そのことだけをもって入札談合の存在を示す証拠とはいえないものである。
- (6) 以上のことから、本件措置請求については、違法又は不当な公金の支出等の事実を証する書面の添付がなく、客観的事実に基づかない単なる憶測や主観に基づいて監査を求めたものと言わざるを得ず、適法に監査を請求していないものと認めざるを得ない。

平成16年(2004年)8月13日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)8月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円		